

**令和8年度（2026年度）
熊本・モンタナ奨学制度
奨学生推薦要項**

令和8年（2026年）5月

熊 本 県

目 次

1	令和8年度（2026年度）熊本・モンタナ奨学制度奨学生推薦要項	1
2	様式	
	・ 別記様式1 令和8年度（2026年度）熊本・モンタナ奨学制度奨学生 推薦応募申請書	8
	・ 別記様式2 令和8年度（2026年度）熊本・モンタナ奨学制度 学校長推薦書	10
	・ 別記様式3 令和8年度（2026年度）熊本・モンタナ奨学制度奨学生 推薦応募申請に係る同意書	11
	・ 別記様式4 令和8年度（2026年度）熊本・モンタナ奨学制度奨学生 推薦応募申請に係るチェックリスト	12
3	州立モンタナ大学について	13
4	モンタナ州立大学について	15
5	モンタナ州について	17

令和8年度（2026年度）熊本・モンタナ奨学制度奨学生推薦要項

1 趣旨

熊本県は、国際的視野で熊本県に貢献できる人材を育成するとともに、アメリカ合衆国モンタナ州との友好関係に寄与するため、県が提携しているモンタナ州の大学（州立モンタナ大学、モンタナ州立大学）への入学を目指す熊本県内の高校生等^{（注）}を奨学生として推薦します。

（注）高校生等には、以下の者も含まれます。

- ・特別支援学校高等部を卒業する者
- ・専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であること、その他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が指定する学科を修了する者。
- ・高等学校を卒業した者で、令和9年（2027年）4月1日現在満21歳未満の者（平成18年（2006年）4月2日以降に生まれた者）。ただし、モンタナ州立大学においては、令和9年（2027年）4月1日現在満20歳未満の者（平成19年（2007年）4月2日以降に生まれた者）。

※本要項に基づく推薦は、州立モンタナ大学、モンタナ州立大学が規定する奨学生の条件を満たす者として県が推薦を行うものであり、大学への入学及び奨学金の支給を決定するものではありません。

2 留学先

以下の大学のいずれか一つから選択してください。

- （1）州立モンタナ大学 「学士課程」
- （2）モンタナ州立大学 「学士課程」

3 募集人員

若干名（書類選考、英文エッセイ試験、面接試験により被推薦者を決定）

4 応募資格

以下の要件を全て満たすことが条件となります。

- （1）日本国籍を有する者又は日本への永住を許可されている者
- （2）以下の（ア）～（エ）のいずれかに該当する者（表1「応募者資格一覧表」参照）
 - （ア）熊本県内に在住する高校生で、令和9年（2027年）3月卒業見込みの生徒
 - （イ）熊本県内に所在地を有する高等学校等^{（注）}（通信制を除く）に在籍する生徒で、令和9年（2027年）3月卒業見込みの生徒

（注）高等学校等とは学校教育法第1条で定める高等学校、特別支援学校高等部又は大学入学資格を得ることができる専修学校高等課程のことをいいます。

 - （ウ）高等学校等卒業時、熊本県内に在住又は熊本県内の高等学校等（通信制を除く）に在籍し、卒業後熊本県内に在住している令和9年（2027年）4月1日現在満21歳未満の者（平成18年（2006年）4月2日以降に生まれた者）。モンタナ州立大学においては、令和9年（2027年）4月1日現在満20歳未満の者（平成19年（2007年）4月2日以降に生まれた者）。
 - （エ）「令和7年度（2025年度）熊本・モンタナ留学プログラム」の派遣候補者として渡米し、令和9年（2027年）6月卒業見込みの生徒
- （3）学業、人物ともに優秀である者（高校3年間の全体の評定平均値（5段階評価）について、3.5以上の評価が見込まれる者又は取得した者）
- （4）在籍する高等学校等（卒業生の場合は出身校）の学校長から推薦を受けている者

表1 応募資格一覧表

		県内所在の高等学校等					県外所在の高等学校等				
		全日制	定時制	通信制	専修学校 高等課程	特別支援学 校高等部	全日制	定時制	通信制	専修学校 高等課程	特別支援学 校高等部
高校3年	県内在住	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	県外在住	○	○	×	○	○	×	×	×	×	×
		「令和7年度(2025年度)熊本・モンタナ留学プログラム」の派遣候補者として渡米し、令和9年(2027年)6月卒業見込みの生徒									
卒業生		高等学校等卒業時、上の要件を満たしており、かつ、卒業後熊本県内に在住している者									

※卒業生については、令和9年(2027年)4月1日現在、満21歳未満の者(平成18年(2006年)4月2日以降に生まれた者)を対象とします。(モンタナ州立大学においては、令和9年(2027年)4月1日現在、満20歳未満の者(平成19年(2007年)4月2日以降に生まれた者)を対象とします。)

5 応募書類

- (1) 応募申請書(別記様式1)
※志望理由(エッセイ)含む
- (2) 応募者本人の住民票(原本)
※日本国籍を有する者は本籍が、日本への永住を許可されている者は在留資格が、それぞれ記載されているもの
※県外所在の高等学校等又は県内所在の通信制の高等学校等を卒業し、卒業後に住所を異動した者は、現在の住民票に加え、高等学校等卒業時に熊本県内に在住していたことを証明する書類(住民票の除票等)を提出してください。
- (3) 学校長推薦書(別記様式2)
※発行者により厳封されたもの
- (4) 高等学校等の成績証明書
※発行者により厳封されたもの
- (5) 希望する大学の学士課程入学に必要な英語能力試験のスコア(表2「学士課程入学に必要な英語能力試験のスコア」のとおり)を有することが証明できる書類の写し
※スコアを有する者のみ提出。スコアを有しない者の応募も可。
- (6) 「令和7年度(2025年度)熊本・モンタナ留学プログラム」の派遣候補者は、当プログラムに選考された結果通知書の写し
- (7) 応募申請に係る同意書(別記様式3)
- (8) チェックリスト(別記様式4)

表2 学士課程入学に必要な英語能力試験のスコア

			TOEFL(iBT)	英検	IELTS	MELAB	SAT	ACT
州立モンタナ大学	学士課程	奨学金 支給対象	70以上	準1級以上	6.0以上	74以上	650以上	27以上
モンタナ州立大学	学士課程	奨学金 支給対象	71以上	準1級以上	6.0以上	—	—	—

※応募書類は返却しませんので、書類の写しを保管しておいてください。必要な様式については、熊本県ホームページ <https://www.pref.kumamoto.jp/> からダウンロードできます。

熊本県ホームページトップページ > 組織で探す > 総務部 > 私学振興課
> [海外留学・進学支援](#) > 令和8年度（2026年度）熊本・モンタナ奨学制度奨学生を募集します

6 応募書類提出期限（受付対応時間：平日9:00～17:00）

令和8年（2026年）10月30日（金）午後5時必着

7 応募書類提出先

- (1) 私立高等学校、該当専修学校、熊本県外の高等学校に在籍する生徒及びその卒業生
〒862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番1号
熊本県 総務部 私学振興課 企画・宗教班（行政棟本館2階）
TEL 096-333-2062（直通）
 - (2) 熊本県内の公立高校等に在籍する生徒及びその卒業生
〒862-8609 熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番1号
熊本県 教育庁 義務教育課グローバル人材育成推進室（行政棟新館6階）
TEL 096-333-2705（直通）
- ※ 郵送（書留郵便）又は持参のこと

8 選考スケジュール

- (1) 一般応募者
 - ①書類選考結果通知
・11月中旬、応募者全員に対し、選考結果を通知します。
 - ②英文エッセイ試験、面接試験
・書類選考を通過した者に対して、令和8年（2026年）12月8日（日）に実施（会場は熊本県庁会議室）します。面接試験は、日本語及び英語で実施します。
※「令和7年度（2025年度）熊本・モンタナ留学プログラム」の派遣候補者の場合、面接試験は免除とします。
 - ③最終選考結果通知
・1月上旬までに審査結果を通知します。
なお、最終選考を通過した者には、推薦状も併せて交付します。

9 奨学金の支給

- (1) 各大学への入学手続き
 - ・各大学への入学手続きを含む留学準備は、被推薦者本人が行い、その経費は自己負担となります。
 - ・推薦後の各大学への入学手続き等を含む留学準備及び入学後（在学中）の相談等については、公益社団法人 日本国際生活体験協会（EIL）のサポート（有料）を受けることができます。詳しくは以下の連絡先にお問い合わせください。

内閣府所管 公益社団法人 日本国際生活体験協会（EIL）
〒112-0002 東京都文京区小石川2-5-12
TEL 03-5805-3451 FAX 03-5805-3452
URL <http://www.eiljapan.org/> Email info@eiljapan.org

(2) 各大学への入学及び奨学生の決定

- 各大学の学士課程の入学許可が得られた生徒は、大学から奨学生として正式に決定され、奨学金（返還不要）の給付を受けることができます。ただし、各大学が指定する語学学校（有料）に在籍している期間中は、奨学金の給付を受けることができません。語学学校での集中英語講座修了後、学士課程への入学が認められた時点で、奨学金の給付を受けることができます。

※各大学の学士課程の入学に必要な英語能力試験のスコアを有していない者は、原則として各大学が指定する語学学校へ入学し、学士課程への入学に必要な英語力を身に付けていただくことになります。

※語学学校の在学期間は、各人の英語力により異なります。

(3) 奨学金の額

各大学から給付される奨学金の額は、下表のとおりです。

(単位：米ドル)

	高校3年間の全体の評定平均値	給付金額(年間)
州立モンタナ大学	5.0-4.95	19,000
	4.949-4.75	17,000
	4.749-4.35	15,000
	4.349-4.0	13,500
	3.99-3.5	6,000
モンタナ州立大学	5.0-4.75	15,000
	4.74-4.5	12,000
	4.49-4.25	10,000
	4.24-4.0	8,000
	3.99-3.5	5,000

10 奨学生の義務等

- 社会のルール、各大学の学則等を遵守し、学業に専念すること。
- 以下①～③について熊本県に報告すること。また、④～⑤の場合も、県に報告を行うこと。
 - 修学状況について
 - 卒業時の学位取得状況及び留学の成果等について
 - 卒業後の就職状況等について
 - 各大学において懲戒処分を受けた、又は休学・長期欠席等により学業継続が困難になった場合
 - 奨学金の給付が停止された場合

※ 入学後のトラブル（上記の④～⑤の事例等を含む）及び事故等については奨学生本人の自己責任とし、熊本県は、一切の責任を負わないものとします。

11 その他

- 応募にあたっては、熊本県とモンタナ州政府駐日代表事務所が実施する説明会に、保護者同伴で参加し、制度の内容を十分に理解した上で御応募ください。説明会の開催予定日は以下のとおりです。詳細については、熊本県ホームページに掲載しますので御確認ください。

なお、やむを得ず参加ができない場合は、事前に私学振興課まで御連絡ください。

①6月21日（日） ②8月9日（日）

※ 会場（予定）：①熊本県庁新館2階 職員研修室

②熊本城ホール中会議室B2, B3

- (2) 提出された個人情報は、「熊本県個人情報保護条例」により熊本県において厳正に管理を行います。
- (3) 在学中又は卒業後に、熊本県及びモンタナ州政府駐日代表事務所等が実施する留学関連活動への協力を依頼することがありますので、御協力をお願いします。